

令和5年11月30日
障害福祉部

障害者の児童発達支援利用負担額軽減助成の実施について

(付議の要旨)

義務教育終了後に高等学校や特別支援学校等へ通わずに、日中の活動の場として児童発達支援等の障害児通所施設に通所する障害児について、18歳に達する日（誕生日の前日）以降から3月末まで同じ障害児通所施設に通所できるよう利用負担額の一部助成を実施することを決定する。

1 主旨

児童福祉法に規定する障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス等）に通所する障害児は、原則18歳に達する日を以て、障害者総合支援法の適用になり、同法に規定する生活介護または障害者支援施設へ移ることになる。ただし、学校教育法に規定されている高等学校や特別支援学校等（以下、「高校等」という）に就学しながら障害児通所施設である放課後等デイサービスを利用している障害児は、支援の継続が図られるよう、就学中（18歳に達する日以降も年度末の3月末、または20歳まで）は利用可能である。

しかし、義務教育修了後に学校教育法に規定されている高校等へ通わない障害児のうち、療育を必要とする場合は児童発達支援しか利用することができない。そのため、18歳に達する日以降は、障害福祉サービスとして利用するためには障害者施設へ移るか、法外サービスとして利用者負担額助成がないまま児童発達支援を利用することになる。

については、放課後等デイサービスの例外規定と同様に、義務教育修了後に高校等へ通わずに、児童発達支援を利用する障害児についても、18歳に達する日から3月末まで同じ障害児通所施設に通所できるようサービス利用料の一部を助成し、施設を移すことなく、どのような障害児であっても安心して安定した生活が営めるよう環境整備を図るとともに、制度の見直しや財源等について国や都に要望する。

2 背景・課題

障害児の多くは義務教育修了後に高校等に就学しながら、放課後や休日の居場所として放課後等デイサービスを利用しているが、学校での集団生活が馴染まない等の理由から高校等に進学せずに、日中の活動の場として児童発達支援を利用している障害児がいる。

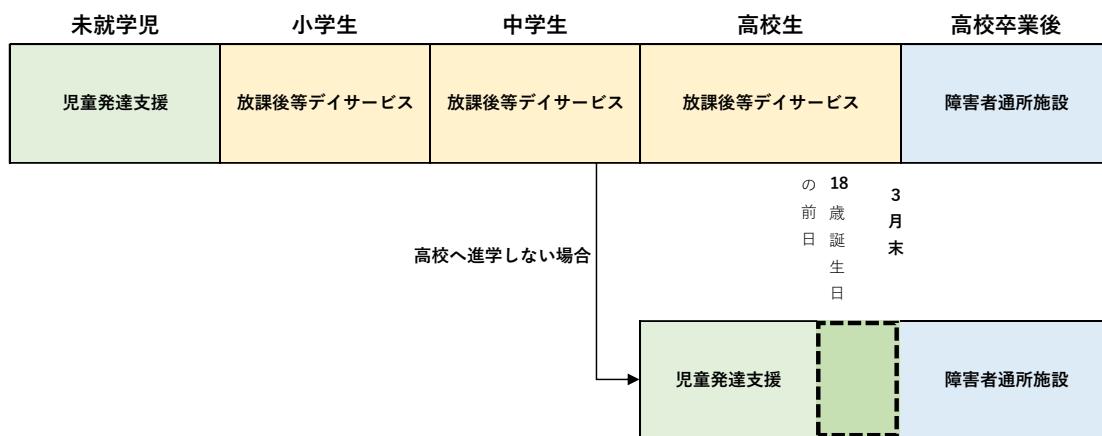
児童福祉法においては、18歳に達する日以降は、障害福祉サービスとして利

用者負担の助成がないまま児童発達支援の利用を継続するか、利用を断念して障害者支援施設に移る必要がある。年度途中の障害者支援施設の利用は障害児本人の特性にあった入所に向けた実習の枠が少なく、入所先を見つけることは困難であり、当該障害児の安定した生活環境の維持に不都合が生じている。

3 実施内容

高校等に就学せずに児童発達支援を利用している障害児に対し、18歳に達する日から3月末までの期間において発生するサービス利用料のうち、本人の自己負担相当額を除いた額（サービス利用料の9割程度）を助成する。

【対象イメージ】



4 概算経費

令和5年度 約160万円（対象者1名分、既存予算にて対応予定）

※令和5年度中に18歳に達する対象者については、18歳に達する日まで遡ることを可とし、助成する。

※令和6年度以降も障害児通所施設の利用状況により対象者を把握する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 福祉保健常任委員会報告

令和6年 1月1日 要綱施行